

市民ロビーコンサート開催要綱

1 名 称

市民ロビーコンサート

2 目 的

市民が気軽に音楽に親しみ、生活のうるおいを高めるとともに札幌市ゆかりの音楽家と市民のふれあいの機会を提供し、音楽文化を振興する。

3 主 催

市民ロビーコンサート運営委員会、札幌市

4 期 間

毎年4月～翌年3月までの期間で月1回計12回程度とする。

5 時 間

昼休みを利用する。（午後0時25分～45分の20分程度）

6 場 所

市庁舎1階ロビー等

7 入場料

無料とする。

8 演奏者

市民ロビーコンサート運営委員会が選考したもので、主として、本市にかかわりのある中堅音楽家とする。

なお選考にあたっては、年間を通じ多様な分野の音楽を享受できるよう考慮する。

9 運営委員会

市民ロビーコンサート運営委員会は10名以内の委員をもって構成し、市長が委嘱する。

10 事務局

庁舎管理課、広報課、文化振興課の三課で事務局を構成し、窓口を文化振興課とする。

附 則

この要綱は、昭和55年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。